

平成20年12月24日
畜水産安全管理課

家畜用飼料にメラミン及びシアヌル酸が混入した場合の対応

1. これまでの経緯

- (1) 中国におけるメラミン及びシアヌル酸の混入については、昨年3月にペットフードに使用された小麦グルテンの事例、本年9月にはメラミン混入乳製品による乳児の健康被害の発生に始まる各種食品への混入が報告された。
- (2) 10月には中国において家畜用飼料への混入が確認されたため、我が国の飼料関係団体に対して、中国産飼料の輸入及び使用実態の調査、中国産飼料の事前検査並びに混入が認められた場合の使用自粛等を促す通知を発出した（別紙1及び2）。
- (3) 我が国でも乳製品等を用いた加工食品から、メラミン及びシアヌル酸が検出されたと報告されているが、これまでのところ、飼料、ペットフード、鶏卵及び食肉などから検出されたとの報告はない。

2. メラミン及びシアヌル酸が混入した飼料及び残留した畜産物の安全性

- (1) EUは本年9月に、FDA（米国食品医薬品局）は10月に一般食品のメラミンの基準値を2.5ppmとした。これらの動きも踏まえて、厚生労働省は、飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合における畜産物等の基準値を当面2.5ppmとした。（別紙3）
- (2) WHOは今日5日に、メラミンのTDI（耐受1日摂取量）を0.2 mg/kg 体重/日と設定したことを公表し、多くの国が現在採用しているメラミンの基準（乳児用ミルクで1 ppm、その他の食品で2.5 ppm）は、このTDIに照らせば安全上の十分なマージンがある旨の見解を示した。
- (3) しかし、メラミン及びシアヌル酸が混在した場合の畜産物への移行等に関する科学的情報はほとんどないため、厚生労働省が示した基準値と整合性があり、かつ、家畜の健康に悪影響を生じないメラミン及びシアヌル酸の基準を設定することは困難な状況にある。
- (4) そこで、当省では、メラミン及びシアヌル酸の畜産物への移行に関するデータを収集するため、飼養試験（別紙4）を開始しており、この試験結果を踏まえて、飼料及び畜産物に関するリスク管理措置を検討する予定である。

3. 畜産物等に関する暫定的な対応方法

2の(3)によるリスク管理措置が決定されるまでの間にメラミンを含む飼料が家畜に給与された事例が生じた場合には、暫定的に以下のとおり対応することとしたい。

- (1) 飼料原料のメラミンの濃度がFDAの分析方法（ガスクロマトグラフ質量分析計による方法 URL：<http://www.fda.gov/cvm/GCMSscreen.htm>）の定量限界である10mg/kg 以上の場合には、当該飼料原料の回収・廃棄を行う。（当該飼料原料を使用して既に製造された配合飼料等については、分析の結果、10mg/kg 未満であることが確認された場合は給与することが可能。）
- (2) メラミンを 10mg/kg 以上含む飼料が家畜へ給与されたことが確認された場合には、当該飼料の使用を直ちに中止し、メラミンの含有量が 10mg/kg 未満の飼料を給与する。
- (3) また、当該飼料が給与された家畜及び畜産物の取扱い（出荷時期の調整等）については、飼料中のメラミン等の濃度、家畜の種類、発育・生産のステージ、混入飼料の給与期間、1日当たりの給与量又は摂食量、家畜の健康状態、さらに、必要な場合には肉牛及び豚では尿、ブロイラーでは糞、乳牛では生乳、採卵鶏では全卵を対象としたメラミンの分析値等の情報から総合的に判断する。

なお、家畜等の取扱いについては、事例毎に厚生労働省と協議した上で対応する。

※ これまで得られた科学的知見からは、メラミンは哺乳動物では速やかに尿から排泄されることが確認されている。ただし、メラミン及びシアヌル酸が混在した場合の乳汁への移行や鳥類の体内の代謝に関しては、未だ十分な科学的知見が得られていないことから、引き続き収集に努める。

写

20消安第6936号
平成20年9月20日

飼料等関係団体 へ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

農林水産省生産局
畜産部畜産振興課長

中国産牛乳が使用されている飼料原料の使用について、(注意喚起)

本日、丸大食品株式会社(大阪府高槻市)が、同事業者の中国の子会社が製造する一部の商品で、その原料に、中国において化学物質メラミンが検出された中国の乳業メーカーが製造する牛乳を使用していることが確認されたとの情報を入手しました。

同事業者は当該製品の自主回収を行っており、厚生労働省は関係事業者に自主点検を要請したところです(別添)。

注)メラミンとは、食器や日用品などに利用されるメラミン樹脂の主原料となる有機化合物です。

このため、飼料及びペットフードの輸入業者、製造業者及び中国に現地工場を有する事業者等にあつては、自社の製品の原料等にメラミンが混入された牛乳及び乳製品が使用されていないか早急に点検・確認するようお願いします。

また、使用が確認された場合には、その使用を自粛するとともに、ただちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課まで報告されるよう貴会(組合)の会員(組合員)に周知徹底をお願いします。

別添 [略]

20消安第7287号

平成20年10月6日

別記飼料等関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

農林水産省生産局
畜産部畜産振興課長

中国産飼料へのメラミン混入に関する対応について（注意喚起）

中国産の家畜用飼料及びペットフード（飼料原料を含む。以下「家畜用飼料等」という。）へのメラミン混入に関する対応については、「中国産植物性たん白の飼料への使用について（注意喚起）」（平成19年5月7日付け19消安第1424号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「中国産植物性たん白を使用したペットフードに関するリコールの徹底について（注意喚起）」（平成19年6月8日付け19消安第2683号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「輸入魚粉の品質管理の徹底について（注意喚起）」（平成19年8月31日付け19消安第6554号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）及び「中国産牛乳が使用されている飼料原料の使用について（注意喚起）」（平成20年9月20日付け20消安第6936号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）により、家畜用飼料等について事前にメラミンの混入がないことを確認すること等について注意喚起をお願いしたところです。

さらに今般、中国政府は、同国内において新たにメラミンが家畜用飼料に混入されていた事実を公表しました。

このような事態にかんがみ、中国産の家畜用飼料等を輸入する場合には、事前にメラミンの混入がないことを確認することが、安全な家畜用飼料等の安定的な供給に極めて重要となっています。

つきましては、中国産の家畜用飼料等の取扱いについては下記により対応していただきますよう、貴会（組合）の会員（組合員）への周知徹底方お願いします。

記

- 1 中国産の家畜用飼料等の輸入及び飼料原料としての使用の実態について、再確認を行うこと。
- 2 1の結果、中国産の家畜用飼料等の輸入又は使用が確認された場合には、メラミン混入の有無について検査を行うとともに、その検査結果について農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）まで報告すること。
- 3 今後当分の間、中国産の家畜用飼料等を輸入する場合には、すべてのロットについてメラミン混入の有無を検査し、メラミンの混入が確認された場合には、その使用を自粛するとともに、直ちに畜水産安全管理課まで報告すること。その際、シアヌル酸の濃度についても併せて分析し、追って畜水産安全管理課まで報告すること。
- 4 2及び3の検査のための試験方法は、米国食品医薬品局（FDA）が公表している方法（別添）を用いることとすること。

別添 [略]

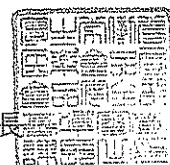
食安基発第 1016003 号
食安監発第 1016002 号
平成 20 年 10 月 16 日

各

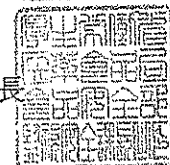
都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基準審査課 長



監視安全課 長



飼料等に由来する食品中のメラミン残留の取扱いについて

先般より、中国においては、家畜用飼料等へのメラミンの不正使用事案の発生が報告されており、メラミンが混入した飼料を給餌された家畜や養殖魚等への残留が懸念されているところです。

については、飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合の取扱いについては、その安全性確保の観点から、当面、下記のとおりとするので、御了知の上、関係事業者に対する周知指導方、よろしく申し上げます。

なお、メラミンを意図的に添加した食品にあつては、引き続き、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条違反として措置するとともに、その他の事由によりメラミンの残留が確認された場合にあつては、別途照会願います。

記

食品中からメラミンが 2.5 mg/kg を超えて検出された場合にあつては、輸入者に対し、自主的に当該食品の回収等の措置を講じるよう指導すること。ただし、乳児用に使用される食品にあつては、メラミンが検出されてはならないものとして取扱うこと。

メラミン等に関する飼養試験の概要

メラミン及びシアヌル酸の畜産物への移行の有無を明らかにして、畜産物の基準値と整合性があり、かつ、家畜の健康に悪影響を生じない飼料中のメラミン等の濃度を調査する。

科学的知見が不足し、かつ、移行リスクが高い畜産物から実施する。

1. 試験の実施時期

乳牛、豚及び採卵鶏を対象とし、乳牛及び採卵鶏は平成 20 年 11 月～平成 21 年 3 月に実施。豚は平成 21 年度に実施予定。

2. 試験区と給与期間

- ① 対象動物にメラミン及びシアヌル酸を混合した飼料（2 濃度、試験飼料）とこれらを含まない飼料（対照飼料）を 28 日間毎日給与。
- ② 給与期間中に乳汁、卵、尿及び糞を定期的に採取し、給与最終日に筋肉及び臓器を採取してメラミン等を分析。
- ③ ②の分析の結果、筋肉又は臓器等の組織にメラミン等の残留を認めた場合には、試験飼料を 28 日間給与した後に対照飼料を 7 又は 14 日間給与した家畜の畜産物を分析し、メラミン等の消長を確認。